

第9回静岡市・蒲原町合併協議会

第9回静岡市・由比町合併協議会

合同会議

日 時：平成17年1月11日（火）

午後1時30分から

場 所：ホテルアソシア静岡ターミナル

3階「葵」

第9回静岡市・蒲原町合併協議会
第9回静岡市・由比町合併協議会
合同会議次第

日 時 平成17年1月11日(火)
午後1時30分から
場 所 ホテルアソシア静岡ターミナル
3階「葵」

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 協 議
 - 法による特例項目について
 - 一般項目について
 - 建設計画について
 - 住民意見発表会について
 - (2) その他
- 4 閉 会

各協議項目の協議状況

静岡市・蒲原町合併協議会

各協議項目の協議状況について (静岡市・蒲原町合併協議会)

1 基本項目の協議

項 目	協 議 結 果
1 合併の方式	庵原郡蒲原町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。 なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。
2 合併の期日	平成18年3月31日とする。
3 合併後の市の名称	「静岡市」とする。
4 合併後の市の事務所の位置	静岡市の事務所の位置とする。
5 財産及び公の施設の取扱い	蒲原町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。

2 法による特例項目の協議

項 目	協 議 状 況
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	【協議中】
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	蒲原町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。 ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、蒲原町の農業委員会の選挙による委員のうち3人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする
8 地方税の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。
9 一般職の職員の身分	蒲原町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	【協議中】

3 建設計画

項 目	協 議 状 況
11 建設計画	建設計画（中間素案）確定

4 一般項目の協議

項 目	協 議 状 況
12 一部事務組合等の取扱い	<p>1 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>共立蒲原総合病院組合については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>ただし、蒲原町は、他の構成団体と共同で、平成16年度中に実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。</p> <p>なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町の負担割合とする。</p> <p>【欠損金の清算方法等については協議中】</p> <p>庵原郡環境衛生組合については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>静岡市の負担割合は、従前の蒲原町の負担割合とする。</p> <p>なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。</p> <p>ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。</p> <p>庵原地区消防組合については、蒲原町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町の負担割合とする。</p> <p>ただし、由比町を含む1市2町の合併が成立した場合は、組合には加入せず、蒲原町の区域における消防に関する事務については、静岡市が実施するものとする。</p> <p>2 静庵地区広域市町村圏協議会については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱会するものとする。</p> <p>3 その他の事務の共同処理については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に加入するものとする。</p> <p>4 第3セクターについては、当面現行のとおりとする。</p>
13 使用料、手数料等の取扱い	<p>静岡市の制度に統一する。</p> <p>ただし、蒲原町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料については、当分の間、現行のとおりとする。</p>
14 国民健康保険事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。
15 組織及び機構	【協議中】
16 特別職の職員の身分	蒲原町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。
17 条例・規則の取扱い	<p>静岡市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。</p>
18 公共的団体等の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。
19 補助金、交付金等の取扱い	<p>静岡市の制度に統一する。</p> <p>ただし、蒲原町独自の補助金、交付金等については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。</p>
20 行政連絡機構の取扱い	<p>合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p> <p>なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一するものとする。</p>
21 町・字名の取扱い	<p>蒲原町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>ただし、合併に際し、蒲原町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。</p>

項 目	協 議 状 況
22 各種福祉制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。
23 慣行の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き継ぐべきものについては継続する。
24 保健衛生事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。
25 清掃事業の取扱い	蒲原町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、現行のとおりとする。 ただし、庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。
26 各種産業制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。
27 教育制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。
28 消防団の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。 なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。
29 上水道事業の取扱い	合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする。
30 下水処理事業の取扱い	合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。
31 各種事務事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

静岡市・由比町合併協議会

各協議項目の協議状況について (静岡市・由比町合併協議会)

1 基本項目の協議

項 目	協 議 結 果
1 合併の方式	庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。 なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。
2 合併の期日	平成18年3月31日とする。
3 合併後の市の名称	「静岡市」とする。
4 合併後の市の事務所の位置	静岡市の事務所の位置とする。
5 財産及び公の施設の取扱い	由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。

2 法による特例項目の協議

項 目	協 議 状 況
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	【協議中】
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	由比町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。 ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、由比町の農業委員会の選挙による委員のうち3人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする
8 地方税の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。
9 一般職の職員の身分	由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	【協議中】

3 建設計画

項 目	協 議 状 況
11 建設計画	建設計画（中間素案）確定

4 一般項目の協議

項 目	協 議 状 況
12 一部事務組合等の取扱い	<p>1 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>共立蒲原総合病院組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>ただし、由比町は、他の構成団体と共同で、平成16年度中に実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。</p> <p>なお、静岡市の負担割合は、従前の由比町の負担割合とする。</p> <p>【欠損金の清算方法等については協議中】</p> <p>庵原郡環境衛生組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>静岡市の負担割合は、従前の由比町の負担割合とする。</p> <p>なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。</p> <p>ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。</p> <p>庵原地区消防組合については、由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>なお、静岡市の負担割合は、従前の由比町の負担割合とする。</p> <p>ただし、蒲原町を含む1市2町の合併が成立した場合は、組合には加入せず、由比町の区域における消防に関する事務については、静岡市が実施するものとする。</p> <p>県道富士宮由比線市町道富士川由比線道路組合については、由比町は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>2 静庵地区広域市町村圏協議会については、由比町は合併の日の前日をもって脱会するものとする。</p> <p>3 その他の事務の共同処理については、由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に参加するものとする。</p> <p>4 第3セクターについては、当面現行のとおりとする。</p>
13 使用料、手数料等の取扱い	<p>静岡市の制度に統一する。</p> <p>ただし、由比町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料については、当分の間、現行のとおりとする。</p>
14 国民健康保険事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。
15 組織及び機構	【協議中】
16 特別職の職員の身分	由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。
17 条例・規則の取扱い	<p>静岡市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。</p>
18 公共的団体等の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。
19 補助金、交付金等の取扱い	<p>静岡市の制度に統一する。</p> <p>ただし、由比町独自の補助金、交付金等については、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で配慮するものとする。</p>
20 行政連絡機構の取扱い	<p>合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p> <p>なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一するものとする。</p>

項 目	協 議 状 況
21 町・字名の取扱い	由比町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。 ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。
22 各種福祉制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。
23 慣行の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き継ぐべきものについては継続する。
24 保健衛生事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。
25 清掃事業の取扱い	由比町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、現行のとおりとする。 ただし、庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。
26 各種産業制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。
27 教育制度の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。
28 消防団の取扱い	合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。 なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。
29 上水道事業の取扱い	合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする。
30 下水処理事業の取扱い	合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。
31 各種事務事業の取扱い	静岡市の制度に統一する。 ただし、由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

住民意見発表会

平成17年1月11日

静岡市・蒲原町合併協議会及び静岡市・由比町合併協議会
別紙資料

頁	内 容
1	関連3項目について
2	地域審議会設置概要
3	出張所の設置について
4～5	地域自治区について
6	共立蒲原総合病院経営改善計画（中間報告）
7	共立蒲原総合病院組合の取扱い
8～9	継続協議項目のすり合わせ方針案

関連 3 項目について

< 各市町における再検討案 >

平成 16 年 11 月 30 日現在

市町名	6 議員の定数及び任期	10 地域審議会及び地域自治組織	15 組織及び機構 (出張所等の設置)	備考
静岡市	定数特例 1 回	地域審議会 または 地域自治区	出張所 または 事務所	<ul style="list-style-type: none"> 住民意見の反映に資するため、法に基づく地域審議会または地域自治区の地域協議会を設置する。 住民サービスの観点から、法に基づく出張所または地域自治区の事務所を、当分の間、設置する。 設置期間、所掌事務、委員定数等は、協議のうえ定めるが、両地区を所管する行政区との整合を図るものとする。
蒲原町	定数特例 1 回	地域審議会	出張所	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法に基づく地域審議会を設置し、設置期間は 5 年とする 出張所を設置し、住民サービスに支障をきたさないよう、できる限り広範な事務を所管する。
由比町	定数特例 1 回	地域自治区	事務所	<ul style="list-style-type: none"> 改正合併特例法に基づき、地域自治区を設置する。事務所を置き、長の権限に属する事務を分掌する。

10 地域審議会と地域自治組織の取扱い

地域審議会設置概要（案）

- 1 設置
合併前の蒲原町の区域に、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 設置期間
合併の日から10年間
- 3 所掌事務
(1) 市長の諮問に依りて、所管区域に係る次の事項を審議し、答申する。
 - 建設計画の変更に関する事項
 - 建設計画の執行状況に関する事項
 - 予算編成の際の事業等に関する事項
 - 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
 - 住民の行為が制限される地域の指定に関する事項
 - 住民との連携の強化に関する事項
 - その他市長が必要と認める事項
- (2) 所管区域に係る次の事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
 - 建設計画の執行状況に関する事項
 - 公共施設の設置及び管理運営に関する事項
 - 合併協定書の協定内容に関する事項
 - 住民との連携の強化に関する事項
 - その他必要と認める事項
- 4 委員の定数
20人以内
- 5 委員
所管区域に住所を有する者又は所管区域内に勤務する者で、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体等を代表する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募により選任された者
- 6 任期
2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員の再任は妨げないものとする。
- 7 会長及び副会長
審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会議
 - ・ 審議会の会議は、会長が招集する。
 - ・ 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - ・ 会長は、委員の定数の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があるときは、会議を召集しなければならない。
 - ・ 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する。
 - ・ 会議は、原則公開とする。
 - ・ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 9 庶務
所管区域を所管する出張所において処理
- 10 市長の責務
 - (1) 市長は、3(1)で規定する事項のうち、市の施策に関する重要事項であって、当該審議会の所管区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - (2) 市長は、3で規定する審議会の答申及び意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

1 5 組織及び機構

出張所の設置について（案）

1 出張所（支所）の設置

合併に伴い、平成 18 年 3 月 31 日付けで蒲原町の区域に、地方自治法第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づく、区の出張所を設置する。

出張所の名称は、平成 17 年 4 月 1 日に設置する葵区役所井川支所及び駿河区役所長田支所との整合を図るため、清水区役所蒲原支所とする。

2 支所の役割と所管業務

(1) 役割

支所は、住民の便宜を図るため、区役所に出向かなくても済む程度の事務を処理するものとし、基本的には区役所の窓口の延長と位置づける。

<参考> 区役所の役割

区役所は、地域住民の利便性に配慮し、戸籍、国保年金、税務、福祉などの市民生活に関わりの深い身近な行政サービスを、各区において公平・均一に提供するとともに、地域における住民主体のまちづくり活動を支援し、推進する。

(2) 所管業務

所管業務については、住民の利便性や合併による不安解消について可能な限り配慮するものとし、特に要望のある業務については、地域特性や激変緩和措置等の観点から区分し、その取扱いについて決定する。ただし、各種団体や事業者を対象とする業務は原則として本庁対応とする。

3 今後の取扱いについて

合併決定後、平成 17 年度には下記の事項について具体的な検討をすることになる。

合併前の事務事業すり合わせ

合併に伴う県からの事務移譲

政令市移行後の静岡市の組織、事務分掌等の見直し

従って、支所の業務については、来年度のすり合わせ結果等により、現時点での区分けが変更されることが予想され、また、決定に際しては、人員、予算、施設、システム関係などについて別途調整を図る必要がある。

以上の理由から、支所が所管する業務等の取扱いについては、上記 1、2 を基本的な考え方として、平成 17 年度に改めて検討のうえ決定するものとする。

地域自治区（案）

1 設 置

市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の由比町の区域に地域自治区を設置する。

2 名 称

地域自治区の名称は、由比町とする。

3 設置期間

合併の日から平成28年3月31日までとする。

4 事務所

- (1) 地域自治区に事務所を置く。
- (2) 事務所の名称は、静岡市清水区由比町事務所とする。
- (3) 事務所の位置は、合併前の由比町北田110番地の1とする。
- (4) 事務所は、行政区の区長の権限に属する事務のうち分掌された事務を行う。
- (5) 事務所の長は、事務吏員をもって充てる。

5 地域協議会の設置

地域自治区に地域協議会を置く。

6 地域協議会の権限

- (1) 市長その他市の機関の諮問に応じて、所管区域に係る次の事項を審議し、答申すること
 - 建設計画の変更に関する事項
 - 建設計画の執行状況に関する事項
 - 予算編成の際の事業等に関する事項
 - 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
 - 住民の行為が制限される地域の指定に関する事項
 - 事務所が所掌する事務に関する事項
 - 住民との連携の強化に関する事項
 - その他市長が必要と認める事項
- (2) 所管区域に係る次の事項について審議し、市長その他市の機関に意見を述べること
 - 建設計画の執行状況に関する事項
 - 公共施設の設置及び管理運営に関する事項
 - 合併協定書の協定内容に関する事項
 - 事務所が所掌する事務に関する事項
 - 住民との連携の強化に関する事項
 - その他必要と認める事項

7 市長の責務

- (1) 市長は、6(1)で規定する事項のうち、市の施策に関する重要事項であつて、当該協議会の所管区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合はあらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。
- (2) 市長その他市の機関は、6で規定する協議会の答申及び意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

8 地域協議会委員の定数

15人以内

9 地域協議会の委員

所管区域に住所を有する者で、次の者のうちから市長が委嘱

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

10 地域協議会委員の任期

2年（欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間）
再任可

11 地域協議会の会議

- ・定足数 委員の半数以上
- ・会長は、委員の定数の4分の1以上の者から協議を求める事項を示して請求があるときは、会議を召集しなければならない。
- ・協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する。
- ・会議は、原則公開とする。会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

12 地域協議会委員の報酬

無報酬

13 庶務

地域自治区の事務所において処理

共立蒲原総合病院経営改善計画（中間報告）

平成16年12月

1 経営改善のテーマ

- (1) 自治体病院として地域住民のニーズに適したサービスの提供
- (2) 予防から治療へと一貫性を持った診療体制の確立
- (3) 累積赤字の解消を目指した損益状況の改善（特に赤字の主要因となっている病院本館事業の損益状況の改善）

2 主な経営課題

- (1) 病院本館事業内又は病院本館事業と老健事業の連携において、慢性期患者への対応が十分に行われていない（他医療機関への患者の紹介）。
- (2) 老健事業において入所待機者が一定数発生しており、施設サービスの提供に余力がない。
- (3) 健診事業（企業等への集団検診）と病院本館事業の連携において、再検査となった場合の本館外来受診率が低い。
- (4) 急性期医療を志向する病院本館事業において、病床稼働率が低迷（100床程度の空床）しており、結果として収益規模に見合わない人件費が発生している。

3 経営改善の方向性と経営改善の施策

(1) 慢性期機能の補完

特殊疾患療養病棟入院料・2（特定入院料）を算定する病棟（現病棟の一部を切り替えた60床）を設置し、共立蒲原総合病院組合内に慢性期機能を補完する。これにより、従来他の病院へ紹介していた慢性期患者、病院と老健との間で受け渡しが難しかった慢性期患者、老健の入所待機者に対してサービス（病床）を提供する。

(2) 事業連携の強化

集団検診において、再検査の予約受付期間を設定し、集中的に予約を受け付けることで、再検査実施率を向上させる（3%から10%に）。

4 経営改善の効果

- (1) 慢性期機能の補完により、年間395百万円の増収が見込まれる。
- (2) 事業連携の強化により、年間20百万円の増収が見込まれる。

5 実施時期

平成17年4月から取り組み、平成17年度中に慢性期機能の補完（60床）を完全実施する。事業連携の強化についても、平成17年4月から取り組む。

1.2 一部事務組合等の取扱い

1. 共立蒲原総合病院組合

平成 16 年 11 月 30 日現在

すり合わせ方針案（前回）

共立蒲原総合病院組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。

ただし、蒲原町及び由比町は、平成 16 年 12 月末までに実効性のある経営改善計画を策定し、平成 17 年度から実行する。

静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。

平成 15 年度までの累積欠損金については、平成 17 年度から 10 年間で清算する。また、平成 16 年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算する。

駿河看護専門学校の実取扱いについては、静岡市が設置している 2 つの看護専門学校の統合計画と併せて検討する。

平成 17 年 1 月 11 日現在

すり合わせ方針案（変更）

共立蒲原総合病院組合については、蒲原町及び由比町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。

なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町及び由比町の負担割合とする。

ただし、蒲原町及び由比町は、他の構成団体と共同で、平成 16 年度中に実効性のある経営改善計画を策定し、平成 17 年度から実行する。

平成 16 年度までの累積欠損金については、平成 17 年度から 10 年間で清算する。また、平成 17 年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算する。

駿河看護専門学校の実取扱いについては、静岡市が設置している 2 つの看護専門学校の統合計画と併せて検討する。

継続協議項目のすり合わせ方針案について

番号	項目名	すり合わせ方針(案)
6	市議会議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、静岡市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、蒲原町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議員の定数は1人とする。
10	地域審議会及び地域自治組織の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定により、蒲原町の区域に地域審議会を設置する。
15	組織及び機構	静岡市の組織及び機構に統一する。 なお、蒲原町の区域に区の出張所を設置するものとする。
12	一部事務組合等の取扱い(病院組合)	共立蒲原総合病院組合については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に加わるとする。 なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町の負担割合とする。 ただし、蒲原町は、他の構成団体と共同で、平成16年度中に実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。 平成16年度までの累積欠損金については、平成17年度から10年間で清算する。また、平成17年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算する。 駿河看護専門学校の取扱いについては、静岡市が設置している2つの看護専門学校の統合計画と併せて検討する。

継続協議項目のすり合わせ方針案について

番号	項目名	すり合わせ方針(案)
6	市議会議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、静岡市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、由比町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議員の定数は1人とする。
10	地域審議会及び地域自治組織の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定により、由比町の区域に地域自治区を設置する。
15	組織及び機構	静岡市の組織及び機構に統一する。 なお、由比町の区域に地域自治区の事務所を設置するものとする。
12	一部事務組合等の取扱い(病院組合)	共立蒲原総合病院組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に加わ入するものとする。 なお、静岡市の負担割合は、従前の由比町の負担割合とする。 ただし、由比町は、他の構成団体と共同で、平成16年度中に実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から実行する。 平成16年度までの累積欠損金については、平成17年度から10年間で清算する。また、平成17年度以降に生じた欠損金については、翌年度内に清算する。 駿河看護専門学校の取扱いについては、静岡市が設置している2つの看護専門学校の統合計画と併せて検討する。

静岡市・蒲原町合併建設計画

(案)

平成17年1月

静岡市・蒲原町合併協議会

目 次

建設計画の概要	1
1 計画の趣旨	
2 計画の構成	
3 計画の期間	
合併の必要性と効果	2
1 合併の必要性	
2 合併の効果	
まちづくりの基本方針	4
1 新しいまちづくり	
2 蒲原地域の役割	
3 蒲原地域の特性と土地利用の方針	
まちづくり計画	7
1 健康・福祉	
2 文化・学習	
3 生活環境	
4 産業・経済	
5 都市基盤	
6 行財政	
公共施設統合整備の基本的考え方	16
県事業の推進	17
1 静岡県が予定する事業	
財政計画	18

建設計画の概要

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、静岡市と合併後の蒲原地区の整備を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいたまちづくり計画を策定してその実現を図ることにより、速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、住民福祉の向上を図ろうとするものである。

2 計画の構成

本計画は、「まちづくりの基本方針」、「基本方針を実現するための施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成する。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とする。

合併の必要性と効果

1 合併の必要性

近年の交通・通信手段の発展に伴い、地域住民の日常生活圏は、市、町といった行政区域を超えて広がっている。

また、住民の生活水準の向上は、より多様化、高度化した行政を要求するに至っている。

このような行政需要に対応するためには、すでに生活圏が一体化している市・町がその行政区域を統一し、広域的、長期的視野に立った計画のもと、効率的な行政運営を行う必要がある。

静岡市と蒲原町を含む庵原郡とは、以前から住民の日常生活圏、経済圏をひとつにしており、昭和47年には、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、静清庵地区広域市町村圏協議会（平成15年の静岡市と清水市の合併により静庵地区広域市町村圏協議会と改称）を設置し、静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定を行う等、広域行政を推進してきている。

なお、平成12年の国勢調査によると、蒲原町から静岡市に通勤、通学している人は、約1,500人、静岡市から蒲原町に通勤、通学している人は約1,600人となっており、約3,100人の住民が毎日、両市町間を行き来していることになる。

また、通勤、通学以外にも買い物での行き来も多く静岡商圏を形成しており、生活実感からは既に同じ「まち」ともいえる状況になっている。

2 合併の効果

(1) 住民の利便性の向上

住民の生活圏に即した行政区域の編成により、利用可能な行政窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用できるようになる。

今まで、利用が制限されていた他の市町の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が同じ自治体の住民として利用できるようになる。

(2) サービスの高度化・多様化

小規模市町村では設置困難な女性政策や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

(3) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができるようになる。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できるようになる。

(4) 政令指定都市としての行政の推進

静岡市は、平成 17 年 4 月の政令指定都市への移行を目指し、現在、準備を進めているため、合併後は政令指定都市としての行政を推進していくことになる。

政令指定都市は、現在の都市制度の中で最大の権能と財政力を持ち、通常県が行っている一部の国道及び県道の管理や保健福祉施設の設置、管理等を行うことになるため、県と市に分かれていた事務が一元化され、より一層、一体的、総合的な行政を展開することができるようになる。

まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

静岡市と蒲原町を含む庵原郡とは、住民の日常生活圏、経済圏をひとつにし、静岡市を中核とする静岡県中部 100 万都市圏の一部を形成しているという特色を活かしながら、その機能を強化し、静岡県の中核拠点地域として発展を続けていくことが期待されている。

このような中で静岡市は、県都として、そして平成 17 年 4 月の移行を目指している政令指定都市として、日本を代表する都市のひとつであるという自覚を持ち、この役割を果たしていくことが求められている。

このため、既に一体的な日常生活圏を形成している静岡市と蒲原町は、合併を行うことでひとつの自治体として、より広域的かつ総合的に行財政運営を推進することにより、均衡ある発展を図りながらまちづくりを行っていくこととする。

2 蒲原地域の役割

蒲原地域は、県都静岡市の東部に位置し、東は水資源に富んだ富士川を挟んで富士市、北は富士川町に接し、南は水産資源豊富な奥駿河湾に面している。国道 1 号、JR 東海道本線をはじめとする主要幹線が集中しており、東海道の要となっている。東部地域は、アルミニウム等の工業地域、新興住宅地として、中・西部地域は、漁業・水産加工を中心とする地場産業やみかんを中心とする農業地域として発展してきた。

このような中で蒲原地域は、富士山、富士川、駿河湾という自然と調和したまちづくりや、旧東海道等の歴史的資源を活かしたまちづくりが期待され、生涯学習の先進地域を目指している。静岡市中心部と結ぶ道路整備は急務であり、国道 1 号のバイパス機能を持つ道路の新設や東名高速道路のインターチェンジの設置などにより、政令指定都市となる静岡市の東の玄関として、自然、健康・福祉、文化、産業・経済、教育など静岡市の魅力を発信する地域となることが望まれる。また、十分な利活用がなされていない富士川の水資源は、静岡市の東の水源としてその合理的開発が期待されている。

3 蒲原地域の特性と土地利用の方針

土地利用に当っては、地域の社会的、経済的、自然的条件等を配慮した生活環境の確保と均衡ある地域の発展を図ることを基本とし、県都静岡市の中で自然と調和のとれた都市機能を持つ地域、東の玄関としてふさわしいまちづくりを目指し、総合的かつ計画的に行うことが必要である。

それぞれの地区の特性と、土地利用の方針は次のとおりである。

【東部地区】

富士川河口から新蒲原駅までの東部地区は、新興住宅地域、アルミニウム・自動車部品製造などを中心とした工業地域と、新蒲原駅前の大型ショッピングセンター、集合住宅、公共施設などの集積した都市的施設で形成されている。また、富士川河口には富士川緑地公園がありスポーツ、レクリエーション等の憩いの場となっている。このため、道路・公園・公共下水道などの都市基盤整備、工場、通過車両などの公害防止対策が求められている。

したがって、この地区の土地利用は、住工混在の解消、産業振興による雇用の確保と静岡市の東の玄関口として多様な交流のあるまちづくりを目指し、また、安心して暮らせる快適な居住環境の整備及び自然と調和した景観形成の整備などを行う。

【中部地区】

J R 東海道本線北側の富士川町境から文化センターまでの中部地区は、食品加工工場等が既成市街地内に点在し、狭あい道路が多く、住宅が過密している。国道1号高浜インターやJ R 東海道本線新蒲原駅があり、交通の玄関口としての機能を持ち、文化センター・図書館・町立体育館など文化・スポーツ施設が集積している。また、旧東海道の宿場町としての面影を残すまちなみも存在している。半面、古くから開発の進んだ市街地の過密解消のため、山間地に向かったの開発も求められており、本町善福寺線を先行事例とする南北道の整備が急がれる。また、生活道路や公園とともに公共下水道などの都市基盤整備が必要であり、歴史的施設やまちなみなど地域の特性を活かした景観形成が望まれる。

したがって、この地区の土地利用は、住工混在・住宅過密の解消、狭あい道路及び南

北道路の整備、文化・スポーツ活動拠点の整備及び歴史的資源を活かしたまちづくりを行う。

【西部地区】

文化センターから由比地域までの西部地域は、既成市街地内に狭あい道路が多く、住宅が過密している。西部地域の中山間部は「県営担い手育成畑地帯総合整備事業」が実施され、地域循環型農業の発展が期待される。前山にあたる山間地は砂利採取後の宅地造成予定地となっている。また、国道1号蒲原西インターやJR東海道本線蒲原駅があり交通の要としての役割も持っている。しかし、地域の南北道路が少ないため、災害等に対して不安がある。このため、生活道路や公園とともに公共下水道などの都市基盤整備が必要であり、山間地開発の推進、蒲原駅前整備が望まれる。

したがって、この地区の土地利用は、住宅過密の解消、狭あい道路及び南北道路の整備、蒲原駅周辺整備及び山間地の住宅開発等を行う。

まちづくり計画

蒲原地域と静岡市との速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、市民福祉の向上を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、次の体系により施策を展開する。

1 健康・福祉

- (1) 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
- (2) 未来を築く元気な子どもの育成支援
- (3) 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
- (4) 人間関係豊かな長寿のまちの確立
- (5) いきいきと暮らせる健康づくりの創造

2 文化・学習

- (1) 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- (2) 多彩な文化の承継と独自文化の創造
- (3) 次代を担う人材の育成と環境の整備
- (4) スポーツ・レクリエーションの推進

3 生活環境

- (1) 環境低負荷型都市の建設
- (2) 水と緑の環境の創出
- (3) 地震や災害に強いまちづくり
- (4) 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

4 産業・経済

- (1) 都市型産業集積を目指した産業構造の知的高度化
- (2) 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
- (3) 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
- (4) 優れた能力と意欲ある人材の育成・支援

5 都市基盤

- (1) 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
- (2) にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
- (3) 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築

6 行財政

- (1) 市民満足のための高次・高質な行政の展開

1 健康・福祉

少子高齢化、核家族化の進行などの社会情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、長寿社会において、だれもが心身ともに健康に暮らすことができる社会環境の整備を推進する。

- ・ 未来を担う子どもたちを、元気で健全に育てることができる基盤整備を推進する。
- ・ 障害のある人の自立を支え、社会参加を促進し、生き活きと活躍できる社会環境の整備を推進する。
- ・ 高齢者が、健康でいきいきと活躍し、安心して生活することができる環境の整備を推進する。

市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
子育て支援の推進	<p>1 保育所整備事業 少子化は進行しているものの、保育ニーズは多様化している現状に対応するため、統合も含め公立保育所の在り方を検討し、子育てしやすい環境を整備</p> <p>2 放課後児童対策 放課後児童クラブを運営、整備し、昼間保護者のいない家庭の子どもへの育成、指導を行うと共に、女性が社会進出しやすい環境を整備</p> <p>3 児童館等の運営 児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図ると共に、地域の人達との交流の場として、児童館、児童センター等を運営</p>
知的障害者の自立支援	知的障害者同士が共同生活できるグループホームを運営し、知的障害者の生活の質の向上及び社会的自立を支援
保健福祉センターの整備	市民の健康増進と地域福祉の拠点となる保健福祉センターを整備
老人福祉センター・介護予防施設事業の充実	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場となる老人福祉センターでの事業及び介護予防活動の充実を図り、健康で明るく生きがいのある生活を送れるよう支援
特別養護老人ホームの施設整備	特別養護老人ホームにおいて、入所者に対して、十分な介護が行われるよう施設整備を推進

2 文化・学習

高齢化社会の実現や、国際化、IT化の進展などにより高まっている生涯を通じての学習ニーズに対応するための環境整備を推進する。

また、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するための環境整備を推進する。

- ・ 幼児期から高齢期までの、生涯を通じての多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進する。
- ・ 地域の歴史ある文化の継承、保全に努めるとともに、市民が芸術文化に触れることのできる環境の整備を推進し、地域に根ざした独自文化の創造を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めるよう、教育環境の整備を推進する。
- ・ 健やかな人生を築く生涯スポーツの推進を図るための環境整備を推進する。

市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
文化センターの改築	老朽化した蒲原町文化センターの改築に合わせ、防災センター等を併設する複合施設として整備 延床：3,200㎡
図書館機能の充実強化	多様化する住民のニーズに対応できるよう、図書館機能の充実強化を図る。
蒲原城跡整備関連事業	「蒲原城跡」の調査研究を行ない、保存整備を推進するとともに、御殿山・狼煙場等を散策できる遊歩道を整備
教育施設の整備	小学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等 中学校校舎、耐震補強、体育館、プール、トイレ改造等 給食施設
遊歩道の整備	公有林の間伐、造林等を行い健全な森林の育成を図ると共に、市民の健康増進のため、ハイキング等に活用できる遊歩道を整備

3 生活環境

環境問題に的確に対応し、豊かな自然や温暖な気候という財産を後世に引継いでいくため、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。

また、災害から生命、財産を守る災害に強いまちづくりや、犯罪の少ないまちづくりなど、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、消費者被害を防止するため、消費者への情報提供、消費生活相談等を充実させ、一人一人が自立した消費者として行動できるよう支援し、住民の消費生活の安定及び向上を図る。

- ・ 廃棄物の縮減とリサイクルを推進するとともに、新エネルギーの利用の検討を行い、環境への負荷を軽減する社会システムを構築する。
- ・ 豊かな緑あふれた安全・快適な生活環境の整備を推進するとともに、環境を支える水資源を育み、適切な汚水処理を推進する。
- ・ 総合的な防災体制の整備と危機管理システムの充実を図るとともに、災害を未然に防ぐための施策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
防犯まちづくり事業	地域ぐるみの自主的防犯活動や犯罪の防止に配慮した都市環境の整備など、住民の目が行き届いた犯罪の起きにくいまちづくりの推進
清掃工場の建設	静岡県中部圏域の一般廃棄物を安全で適正に処理する体制を確立するための清掃工場の建設
新エネルギー利用の調査検討	環境への負荷の軽減を図るため、化石燃料に替わる新たなエネルギーの利用の可能性を調査検討
生活排水対策事業	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備
公園の整備	緑あふれた安全・快適な生活環境の創出のため、公園を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ みその公園 ・ 富士川緑地公園 ・ ポケットパーク 他
上水道事業	災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立 取水場、浄水場、配水場、管網等の整備
治山事業	災害の発生を未然に防ぐため、崩壊の危険度の高い河川流域や山間地に治山ダムを設置

事業名	事業概要
河川改修事業	災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備
公営住宅建替	安全な居住空間を提供するため、老朽化した公営住宅の改修、改築を実施

4 産業・経済

市場経済化の進行に伴う国際競争の激化、環境問題の深刻化、少子高齢化、規制緩和、IT社会の到来など、産業・経済をとりまく環境は激しく変化している。

このような状況の中で、首都圏と中京圏の中間に位置し、日本の中央部における東西交通と南北交通の結節点という利点を活かし、産業の融合化・多様化、高度化・高付加価値化を推進する。

- ・ 地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値化を図るため、将来を担う人材の育成等を支援する。
- ・ 国際競争の激化や、食に対する関心高まり等に伴う消費者ニーズの多様化等に対応するため、農業生産基盤の整備を進め、競争力のある農業の育成を推進する。
- ・ 多様化する余暇の活用方法に対応し、都市と農村の交流を促進する環境整備を推進する。

市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
商工業活性化支援	地場製品のPR、各種研修活動等を支援し、商工業の活性化を推進
海洋深層水利用の可能性調査	21世紀における地球的資源として、様々な分野への利活用の可能性を秘めている海洋深層水の、利用の可能性を調査
土地改良事業	農業生産基盤を面的に整備していくため、土地改良事業を実施
林道整備事業	林業の生産基盤を整備するため、林道を整備
農業公園等の整備	自然環境を保全し、都市と農村との交流を促進するため、農業公園等を整備

5 都市基盤

市域全体の一体性の確立と均衡ある発展を目指し、基盤整備を推進するとともに、地域の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 地域の歴史と伝統を活かし、市民が潤いを感じることができる空間を創出する。
- ・ 市域の都市内交通の充実強化を図り、円滑な都市活動の向上を目指すため、道路、橋梁の整備を推進するとともに、交通基盤整備の可能性を調査する。

市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
歴史の回廊かんばら整備事業	東海道の宿場町であった蒲原の歴史を感じさせる町並みを活かし、快適な散策空間を整備
東名高速道路インターチェンジ可能性調査	東名高速道路新インターチェンジ設置についての可能性調査の実施
道路の整備	1 主要幹線道路の整備 一体化を促進するため、都市内交通の大宗を占める主要な幹線道路の重点的な整備 2 生活道路の整備 市民の使用頻度の高い生活道路を整備
J R 蒲原駅、新蒲原駅整備の研究調査	J R 蒲原駅、新蒲原駅の橋上駅化や自由通路の設置等について、研究調査を実施

6 行財政

多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、サービスの質と水準、負担を市民とともに考え、決定していく協働によるまちづくりを推進する。

また、市民が地域への誇りと愛着を持ち、コミュニティ活動や交流を通じて、住みよい地域社会を形成することができる環境整備を推進する。

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報のグローバル化の進展に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進する。
- ・ IT化に対応した行政事務の効率化を図り、市民サービスの向上に努める。

市が実施する主要な事業

事業名	事業概要
国際化の推進	社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進
戸籍の電算化	市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るため、戸籍の電算化を実施
地籍調査事業	行政及び個人の財産を確定することにより、公共事業の円滑な実施など土地行政の効率化を図る。

概算事業費

(単位：億円)

分 野	事 業 費
1 健康・福祉	1 7
2 文化・学習	1 2 4
3 生活環境	5 0 0
4 産業・経済	1 5
5 都市基盤	1 , 4 2 4
6 行財政	4
合 計	2 , 0 8 4

概算事業費は、将来の社会経済状況の変化に伴い、変動する場合があります。

公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とする。

県事業の推進

1 静岡県が実施を予定する事業

事業名	事業概要
経営体育成樹園地再編整備事業	畑地、樹園地における担い手の育成・強化を図り、意欲ある経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り併せて農村環境の改善に資する農道の新設、改良を推進する。 蒲原3期地区、蒲原堰沢地区

財政計画

1 歳入(10年間の合計)

(単位:億円)

区 分	金 額	備 考
地 方 税	11,650	
地方消費税交付金	771	
地方交付税	2,114	
地方特例交付金	413	
国・県支出金	3,964	
市 債	3,308	
そ の 他	3,165	使用料、手数料等
合 計	25,385	

2 歳出(10年間の合計)

(単位:億円)

区 分	金 額	備 考	
消 費 的 経 費	人 件 費	5,105	
	扶 助 費	3,965	
	そ の 他	5,492	物件費、補助費等
	小 計	14,562	
投 資 的 経 費	普通建設事業費	4,919	
	小 計	4,919	
そ の 他	公 債 費	3,848	
	そ の 他	2,056	繰出金、投資及び出資金・貸付金等
	小 計	5,904	
合 計	25,385		

この財政計画は、普通会計ベースで推計しており、企業会計(上下水道事業)特別会計に係る経費については、突合対象とはならない。